

ニギハヤヒ降臨伝承の方法と意義

——『先代舊事本紀』の評価——

工藤 浩

記・紀の成立した八世紀初頭から一―二世紀を経て、氏文と総称される文献が幾つか編まれたことが知られている。氏文に見られる記事は、一定の独自性を有しながらも、記・紀（主に紀）の内容に大きく依拠せざるを得なかった事情についての指摘がある。従って氏文は、九・十世紀の記・紀の受容の様相を窺い知るための資料ともなり得る訳である。

『先代舊事本紀』（以下舊事紀）は成立事情が未詳であり、厳密な意味で氏文の範疇に括れる文献だと言いつてはできない。諸氏の指摘のように、本文の大部分は記・紀と『古語拾遺』からの引用の繋ぎ合わせであるが、その中に舊事紀独自の記事も散見している。特にその部分の内容から、舊事紀の編者は物部氏に所縁のある人物だと考えられている。

本稿ではニギハヤヒ降臨の伝承をとりあげることにする。これは、記・紀に採られる以前の始祖伝承、或いは記・紀に漏れ落ちた氏族伝承といった問題を考える上での有効な資料という意味で、舊事紀の中では最も注目度の高い記事である。しかしながら本稿では、舊事紀の所伝に基いて物部伝承を記・紀以前に遡るといふ考察は行わないことにする。舊事紀のニギハヤヒ

降臨伝承から、記・紀に依拠した部分を取り除いてゆき、物部伝承の原形を探ってゆく方向の考察では、記・紀の読み、更には舊事紀の構造という二つの重要な問題が視野に入ってこないとである。

当該伝承は、六種ある記・紀の天孫降臨条の記事の中から、利用するのに都合のよいものを選んだ上で纏められたものと考えられる。そうであるならば、述作者は記・紀間の差異を明確に意識した上で、依拠すべき記事の取捨選択を行ったことになり。そこには、当該伝承に関わった人物が天孫降臨神話をどう読んだのかという、記・紀の受容についての見過ごせない問題が存している訳である。また舊事紀が一つの文献である以上、編纂者の意図に貫かれて纏められており、そこには独自の構造が形づくられる筈なのである。舊事紀の伝承と記・紀のそれと相違も、構造の違いから生じてくるという視点も必要であろう。

先ず当該伝承の述作者が、記・紀や『古語拾遺』の記事をどのように見たのか、またそれらをどう利用して伝承を再構成したのかを、舊事紀の構造についても押さえながら考えてゆきたいと思う。そのことを通して、舊事紀の文献としての性質の一

面を明らかにすることを目的とした。

一

ニギハヤヒについて、『古事記』は次のように記している。

A 故爾に迹藝速日命參赴きて、天つ神の御子に白ししく、「天

つ神の御子天降り坐しつと聞けり。故、追ひて參降り來つ。」

とまをして、即ち天津瑞を獻りて仕へ奉りき。故、迹藝速

日命、登美毘古が妹、登美夜毘賣を娶して生める子、宇摩

志麻遲命。此は物部連、穗積臣、
妹臣の祖なり。 (神武系)

この記事には、曖昧な点が多々ある。先ず、ニギハヤヒの素性について、子のウマシマチの割注に示されるだけで、直接言及されていない。物部氏の祖であることを記す態度は甚だ消極的であるといふべきであろう。また「參降」についても、用字は地上への降臨を暗示しながらも、「天つ神の御子」を神武だと考えるならば、東征を意味するものと解される。その「參降」も、「天つ神の御子」を追つてのこととされている。更にニギハヤヒの所持した、レガリヤを意味すると見られる「天津瑞」の内容も未詳なのである。これに対し、『日本書紀』には、次の三箇所に亘る記述がある。

B 抑又、鹽土老翁に聞きき。曰ひしく、

『東に美き地有り。青山四圍れり。其の中に亦、天磐舟に乗りて飛び降る者有り。』といひき。余謂ふに、彼の地は、必ず以て大業を恢弘べて、天下の光宅るに足りぬべし。蓋し六合の中心か。厥の飛び降るといふ者は是饒速日と謂ふか。何ぞ就きて都つくらざらむ」とのたまふ。諸の皇子對へて

C

曰さく、「理實灼然なり。我も恆に以て念としつ。早に行ひたまへ」とまうす。
(神武即位前甲寅年)

時に長隨彦、乃ち行人を遣して、天皇に言して曰さく、「嘗、

天神の子有しまして、天磐舟に乗りて、天より降り止でま

せり。號けて櫛玉饒速日饒速日、此をば備
藝波椰卑と云ふ。と曰す。是吾が妹三

炊屋媛亦の名は鳥
見屋媛。を娶りて、遂に兒息有り。名をば可美眞手

命可美眞手、此をば干
摩詩弄耐と云ふ。と曰す。故、吾、饒速日命を以て、君と

して奉へまつる。夫れ天神の子、豈兩種有さむや。奈何ぞ

更に天神の子と稱りて、人の地を奪はむ、吾心に推るに、

未必爲信ならむ」とまうす。天皇曰はく、「天神の子亦多に

あり。汝が君とする所、是實に天神の子ならば、必ず表物

有らむ。相見せよ」とのたまふ。長隨彦、即ち饒速日命の

天羽羽矢一隻及び步鞞を取りて、天皇に示せ奉る。天皇覽

して曰はく、「事不虛なりけり」とのたまひて、還りて所御

の天羽羽矢一隻及び步鞞を以て、長隨彦に賜示ふ。長隨彦、

其の天表を見て、益磐踏ることを懐く。然れども凶器已に

構えて、其の勢、中に休むこと得ず。而して猶迷へる圖を

守りて、復改へる意無し。饒速日命、本より天神慙慙した

まはくは、唯天孫のみかといふことを知れり。且夫の長隨

彦の稟性悞恨りて、教ふるに天人の際を以てすべからざる

ことを見て、乃ち殺しつ。其の衆を帥るて歸順ふ。天皇、

素より饒速日命は、是天より降れりといふことを聞しめせ

り。而して今果して今忠效を立つ。則ち褒めて寵みたまふ。

此物部氏の遠祖なり。
(神武即位前戊午年)

D 饒速日命、天磐舟に乗りて、太虚を翔行きて、是の郷を睨

りて降りたまふに及至りて、故、因りて目けて、「虚空見つ日本の國」と曰ふ。
(神武三十有一年)

内容の多寡という面だけ見ても、記に比べて紀のニギハヤヒに関する詳細さが際だっている。Cの本文には、ニギハヤヒの素性が「物部氏の遠祖」と明記されている。Bでは「飛び降る」の表現によって、東征ではなく降臨であることが明示されており、その降臨も神武東征に先立つものとされ、順序が逆転している。また、B・C・Dの三箇所を亘って、ニギハヤヒが降臨に際して用いた「天磐舟」についても言及されている。Cでは、記の「天津瑞」に対応する「天表」の内容が「天羽羽矢一隻及び歩鞞」だされている。また、これを所持するニギハヤヒを「天つ神の御子」と認めており、「天表」をレガリヤとしてはつきりと性格づけているのである。

このようにA―Dを見る限り、ニギハヤヒの事跡についての書きぶりには、記・紀間で大きな食い違いがある。物部氏の伝承を避けようとする姿勢が、記紀に共通して見受けられるが、特に記にその傾向が顕著であるとの指摘もある。神武紀の述作者が、ニギハヤヒについて詳細な記述をしなければならぬ必要性はとりたてて認めがたいであろうから、この差異は記が多くを省略したために生じたものとする通説に従うべきであろう。

そうした場合に、舊事紀の当該伝承の述作者の目には、記より紀のニギハヤヒに関する記述の方が好ましいものに映じた筈である。新たなニギハヤヒ降臨の伝承は、紀の記述を基本とした上で、記のそれを加味して再構成されたものではないかと推

定される。幸い、当該伝承に関する先行論が幾つかあるので、これらに依りつつ舊事紀述作者のとった手法を具体的にみてゆくことにする。

二

舊事紀では、紀の所伝の基づき天磐舟に乗っての降臨という形をとっている。素性については、ニギハヤヒの名を「天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊」と表記し、尾張氏の祖ホアカリと同一でありしかも、ニギギの兄であるとしている。神名の合一化は継體・欽明朝以降に生じた物部・尾張両氏間の緊密な交渉の結果と解釈されている。ニニギとの血縁については、降臨の順序と密接に関連しているものと思われる。

記・紀の場合には、ニギハヤヒ降臨の順序はイハレビコ⁽¹⁾の東征乃至大和入りとの前後関係が問題とされてきた。舊事紀の場合それが、ニニギの所謂天孫降臨に先立って行われた点が大きな特徴である。天孫降臨神話が形成される以前に天降るニギハヤヒという物部氏の氏祖伝承が既に存在していたことを推定する説もある。ホアカリを介してのニギハヤヒとニニギの兄弟関係もまた、この伝承から派生したものと説かれている⁽²⁾。もっともな論考であり、従うべきと見られるのだが、はじめに述べたように、ここでは記・紀から原伝承へと遡及する方向での考察は行わない。述作者の手元に記・紀が存在しており、その表記も含めた内容をもとに問題とする伝承が形成された事は確実なのである。ひとまずは、記・紀の記事から当該記事を再構成した手続きに絞って論を進めてゆくことにする。

当該記事の述作者は勿論、紀のニギがイハレビコに先立つという順序を採ったものと見られる。ところが神武記には、先にも引用したように「天神御子」という表記がある点が注目される。これがイハレビコのことを指している点は言うまでもない。だが古事記では、「天神御子」の表記は「天皇に繋がる直系の系列の神」に用いられており、イハレビコ以外でもオシホミミ或いはニニギのことを示す場合もあるのである。問題の記事を述作する際に、この点が意識されたことも想定し得るのではないか。即ち、記・紀の段階ではあくまでニギハヤヒとイハレビコとの畿内への到達の前後関係が問題とされたのである。舊事紀の述作者は、ニギハヤヒを先とする紀の記述に依ったのであるが、順序が問題となる相手が記には「天神御子」と記載されることを利用して、問題を降臨の順序にすりかえ、ニギハヤヒが先でニニギが後という新たな神話を形成したものであろう。周知のように、天孫降臨神話と神武東征伝説との関連性の深さについては、多く論じられてきた。それは、両者の発想の根底に大嘗祭という共通の祭式が存したためだと見ることができらるう。

ところで、この降臨伝承の下地となった天孫降臨神話には、記と紀本文、第一・二・四・六のあわせて六つの異伝が存在している。これを七つの構成要素に分けて、その発展の段階を考察した著名な論がある。これに沿って舊事紀の所伝を加えた論も既に公にされている。二箇所の舊事紀のニギハヤヒ降臨伝承の記事は、いずれも長文であるので引用は避けて、この分類に従って考察を進めてゆくことにする。

(1) 降臨の司令神：天照太神

(2) 司令を受けて降臨する神：アメノオシホミミのちにニギハヤヒノミコトに代る

(3) 降臨の際の容姿：降臨の際に出誕したが特別の記載なし天磐舟に乗る

(4) 降臨地：河内国河上哮峯のちに大倭国鳥見白庭山

(5) 随伴する神々：天香山命外三十一人、五部人、五部造、天物部等二十五部人、船長・楫取・船子

(6) 神宝の授与：十種の神宝の授与

(7) 瑞穂国統治の神勅：国見説話

この分類には若干の修正すべき点がある。(6)の十種の神宝の授与には、鎮魂に関する神勅が伴われることを補うべきである。また、国見説話を(7)の瑞穂国統治の神勅に分類するのは問題があると言えるだろう。国見は天磐舟に乗って行われたのであるから、(3)に付随するものと解するのが自然だろう。さて、この七要素のうち紀に明記されているのは、分類が問題の(7)国見説話に加え、(2)ニギハヤヒが、(3)天磐舟に乗るという三点のみである。(7)は紀の表記の殆どそのままの引用だが、(2)のニギハヤヒがオシホミミに交替する部分と、

(3)のニギハヤヒが降臨の際に出誕したことは、ともに記の記事からの引用と断定される。このように述作者が、本来は無関係の天孫降臨の記事の枠組みをそのまま利用してニギハヤヒの降臨伝承を再構成する手法をとっていることがわかる。天照太神が降臨の司令をするという(1)も、同様の方法と見られる。物部氏の祖ニギハヤヒの降臨は本来、高天原の主権神であり皇

祖神である天照太神に司令される筋合いのものではないからである。このようにニギハヤヒ降臨に関する記述に於いても、舊事紀の他の部分と同様に、記・紀の記事の引用を繋ぎ合わせる手法がとられたことが確認できる。これは述作者が、天孫降臨に見劣りしない壮大なスケールの降臨伝承を目指したためであろう。

三

ところが、当該記事の(4)(5)(6)は、記・紀や『古語拾遺』には記載のない、全く独自の内容を持つ要素である。当該伝承が注目される所以はここにある。これらの記述がどのように為されたのかを考えてゆかなければならない。

その際に、物部氏には大連と首の姓を異にする二系統が存したことが歴史学の方面からの指摘を念頭において論を進めた。物部首は石上の地に土着の勢力であり、本来は市河もしくは春日を名のっていた。一方、物部大連は古墳時代後期にあたる五世紀の後半に石上の地に進出した氏族であり、市河・春日らの土着勢力を支配下に入れ、物部首に改姓させたと言われている⁽⁵⁾。物部大連は軍事的氏族であったが、そのことが後述するように記・紀に記載される物部関係の記事にも反映されている。

今問題としているニギハヤヒは、言うまでもなく物部大連の始祖である。(4)の降臨地について、紀のニギハヤヒ関係の記事には明確な形ではないながらも、漠然と畿内であることを示唆する字句が見られる。Bの「東に美き地有り。青山四周れり。」「蓋し六合の中心か。」及びDの「虚空見つ日本の國」がそれ

である。舊事紀では、降臨地点を「河内国喙峯」に特定した上、更に「大倭国鳥見白庭山」へ遷坐するという展開が示されている。

神が移動する内容の神話は、その神を奉祭する人の移動という事実の反映だいうことがよく言われる⁽⁶⁾。河内・大和には、ニギハヤヒ関係の式内社が多く分布している。現在ニギハヤヒを祭神とする神社のみに絞っても、河内國には石川・古市・河内・交野・若江・志紀の各郡に合わせて七社を数える。大和國では添上・城上郡の計四社に加え、著名な山邊郡の、フツノミタマを祭る石上神宮が存している。うち、城上郡の一社は登彌神社と称しており、添下郡にも祭神こそ異にするが、登彌神社の存在が認められる⁽⁷⁾。諸氏の指摘のように、物部大連が本貫を石上の地に定めたのは、本来の本拠地であった河内から大和の鳥見を経てた後のことであり、それが「河内国喙峯」に降臨の後「大倭国鳥見白庭山」へ遷坐するという伝承に反映されたものと見てよからう。降臨と東征との密接な関係を指摘する論もあり、舊事紀の当該記事には、記・紀には採られずに漏れ落ちた物部大連の始祖伝承の内容が盛り込まれていると考えられる。

(4)の降臨地は、独自性を持ちつつ記・紀の内容とも齟齬を来すことがないのであるが、(6)の「十種瑞寶」をめぐる舊事紀の内容にはそのような意味で、大きな問題点が残る。それは「十種瑞寶」と「天津瑞」(記)「天表」「天羽羽矢一雙及步鞞」(紀)との関係についての処理のし方にある。

当該記事が、記・紀『古語拾遺』と大きく異なるのは、ニギハヤヒが降臨の際に鎮魂の呪力を持つ「十種瑞寶」を与えられ

た点にある。舊事紀の「十種瑞寶」に関する記事を順を追って見てゆくと次の如くである。

a 天神御祖詔て、天璽瑞寶十種を授く。謂はゆる瀛都鏡一、邊都鏡一、八握劍一、生玉一、死反玉一、足玉一、道反玉一、蛇の比禮一、蜂の比禮一、品の物の比禮一、是れ也。天神御祖教へ詔て曰く、「若し痛む處有らば茲の十寶を令て、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と謂ひてふるへ。ゆらゆらとふるへ。此くの如之を爲ば、死人は反て生きんや。」是れ則ち布瑠の言の本なり。

(卷第三「天神本紀」当該箇所)

b 饒速日尊、夢を以て妻御炊屋姫に教へて云く、「汝が子如し吾が形見物みせば、即ち天璽瑞寶を授く。亦天羽羽弓、天羽羽矢、復た神衣帶手貫三物、登美白庭邑に葬斂めよ。此を以て墓と爲せ。」

(卷第三「天神本紀」)

c 朕其の忠節を嘉び、特に褒寵を加へ授くるに神劍を以て其の大勲に答へたまふ。凡て厥の神劍師靈劍刀、亦の名は布都主神魂刀、亦是佐土布都と云ひ、亦是建布都と云ひ、亦是豊布都と云ふ是なり。復た宇摩志麻治命、天神御祖の饒速日尊に授けたまふ天璽瑞寶十種壹を以て、天孫に奉獻る。天孫大に嘉び、特に寵異を増す。

(卷第五「天孫本紀」)

d 辛酉年元年と爲し、春正月庚辰朔、橿原宮に都す。肇て皇位に即く。正妃媛蹈躡五十鈴媛を尊びて、立てて皇后と爲す。則ち大三輪の大神の女也。宇摩志麻治命天璽寶を奉獻り、神槿を豎てて以て齋ふ。亦今木を立つ。亦五十櫛を布都主劍大神に刺し繞らし、齋殿の内に崇め、十寶を蔵め、

以て近き宿に侍る。因りて足尼と號く。其の足尼の號は此れ従り始る。天富命、諸忌部を率て天璽鏡劍を捧げ、正安殿に奉る。

(卷第七「天皇本紀」)

e 十一月丙午朔庚寅。宇摩志麻治命、殿内に天璽瑞寶を齋ひ奉る。帝后の爲に御魂を崇め鎮め、壽祚を祈禱り奉る。所謂御魂の祭、此れ自り始れり。凡そ厥の天璽謂はく、「宇摩志麻治命の先考饒速日尊、天自り受け來る天璽瑞寶是なり。所謂瀛津鏡一、邊都鏡一、八握劍一、生玉一、足玉一、死反玉一、道反玉一、蛇の比禮一、蜂の比禮一、品の物の比禮一、是れ也。天神教へ導きたまはく「若し痛む處有らば茲の十寶を令て、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と謂ひてふるへ。ゆらゆらとふるへ。此くの如之を爲ば、死人は返り生きんや。」即ち是れ布瑠の言の本なり。所謂御鎮魂祭是れ其の縁なり。其の鎮魂祭の日は、媛女君等百歌女を率て、其の言の本を擧げ、神樂を歌ひ備ふ。尤是れ其の縁なり。

(卷第七「天皇本紀」)

「十種瑞寶」は先ずaで、天神御祖から降臨するニギハヤヒに与えられる。これが、記・紀の所謂三種神器に対応するものであることは言うまでもないだろう。三種神器は、天孫降臨に際して天照大神若しくはタカミムスビ(高木神)よりニギに授けられるのである。しかし、記・紀は初代天皇神武の即位に際して三種神器が授与される記事を持たない。『古語拾遺』は三種神器ではなく、玉を除く二種を天璽とする立場をとるが、神武即位式の場で「天璽劍鏡」が授与される記述を有する点を評價すべき事が指摘される。舊事紀では、天皇家のレガリヤに關

する記述は全て『古語拾遺』に依拠しており、dにあるように忌部が「天璽劔鏡」を奉る記述を有している。この『古語拾遺』の文脈に沿ってbで「天璽瑞寶」を受け継いだウマシマチが、dでは「天瑞寶」を奉っている。従って、「十種瑞寶」「天璽瑞寶」「天瑞寶」が全て同じだと見做し得るならば、舊事紀はこれを物部のレガリヤとする主張を持つことになる。

ところが、bで「天璽瑞寶」とともに「天羽羽弓、天羽羽矢」をも授けることがニギハヤヒの夢のお告げに表れている。「天羽羽弓」は他書には見られないが、紀の「天羽羽矢一雙及歩鞞」に引かれたものであることは自明であろう。更に舊事紀が問題なのは、巻第六「皇孫本紀」末尾の神武東征服の箇所にはニギハヤヒがナガスネヒコと互いの持つ「表物」の「天羽羽矢一雙及歩鞞」を見せあうという紀からの引用を記載している点である。

見てきたように舊事紀は、天皇家のレガリヤに関しては「天璽劔鏡」に統一し、三種神器にはふれないという、整合性に対する配慮を見せている。その一方で、物部のレガリヤを「十種瑞寶」であるとの主張を行いながらも、その立場とは鋭く対立する紀の「天羽羽弓、天羽羽矢」「天羽羽矢一雙及歩鞞」にもふれているのは、一貫性を欠く不用意な姿勢であると言わざるを得ない。たしかに舊事紀の、特に記・紀『古語拾遺』からの引用部分には重複や不整合な箇所も多く見られ、編纂の杜撰さについて諸氏が言及している²⁰。だが、編者が重視すべき「十種瑞寶」についてもそのような杜撰な扱いがみられるのは全く不審である。ここに紀の「天表」を省略せずに記載しなければなら

ない必要性は、とりたてて指摘することはできないだろう。加えて、cのウマシマチが天孫からフツノミタマを賜った返礼に、「天璽瑞寶十種登」を献上しているとも簡単に手放してしまう記事²¹を記す意図には解し難いものがある。

四

舊事紀の「十種瑞寶」に関する記述に、統一性を欠くことを確認したわけであるが、その理由について考えてみたい。

記・紀には、ニギハヤヒ以外にも物部氏に関する記事が幾つか見られる。この中で、垂仁紀の石上神宮の神宝管理の件を除くと、他は剣乃至戦闘に関わる内容の所伝で占められる。物部伝承は「剣に神霊を降下させ、その呪力によって相手を屈伏させる²²」という類型が見られるとの指摘がある。勿論、話というものは氏族を越えて恣意的に流出してゆくものであるから、類型からその話を伝えた氏族を限定するという方法が適切でないのは言うまでもない²³。だがそのようなことを考慮に入れても、次に挙げる二例は異論なく物部氏の伝承として認めることができるであろう。

一つはフツヌシについての記事である。イザナキの斬った火神の血から出現したフツヌシが、紀ではタケミカツチとともに十握劔を用いて出雲平定を遂行するのである。もう一つはフツノミタマについてのそれである。神武条の熊野平定の条では、タカクラチに降されたフツノミタマの霊威によって失神状態のイハレビコ一行は正気を取り戻すという内容である。

ここで言う物部とは勿論、首系ではなく軍事的色彩の強い大

連系を指している。従つて、その祖ニギハヤヒが武器である「天羽羽矢一雙及步靫」をレガリヤとしていたとの紀の記事は、一応は納得のゆく事柄だと言ふことができる。だが、記・紀の物部伝承の特徴に照らして考えた場合、物部大連のレガリヤは「天羽羽矢一雙及步靫」でも「十種瑞寶」でもなく、石上神宮の主祭神であるフツノミタマだと推定されるのではないだろうか。物部氏と所縁の深いフツヌシの神名も、フツノミタマの所有者の意と考えられるのである。そうして、紀に書かれる「天羽羽矢一雙及步靫」は、フツノミタマに従属的或いは後次的に添えられていたものと見做されるのではないだろうか。そのように考えれば、前節で確認した、舊事紀の持つ「十種瑞寶」に対する一貫性のない姿勢についても勿論、cの記事を殊更に記さなければならなかつた理由も、合理的に説明されるであろう。

五

それでは、「十種瑞寶」という概念は何に由来するのであろうか。これには、(5)の随伴者の記事が参考となるだろう。

ニギハヤヒ降臨に従つた者は、先に引用したような五つของกลุ่มに分けて記される。記・紀のニギの降臨の随伴者の数は、最も多い記でも十二神に過ぎないが、舊事紀のニギハヤヒの場合、重複するものも含むが、延べ四十三の氏族・部民の祖の名と、三十の氏族名が記載されている。その内容の詳細な分析は先行論に譲るが、結論的には未詳のものを除き次の三つに分類される。

一、記・紀の記事によるもの

二、祭祀関係氏族 三、物部氏の同族、部民

このうち一は、(1)の司令神を「天照太神」としたのと同様の方法で、本来は当該伝承とは無関係だつたものと見られる。二に該当するものは國造・縣主・祝部・神主である。國造・縣主は、舊事紀巻第十「國造本紀」に百二十余りの國造の出自が記載されていることとの関連性が想起される。ところが、ここに記される三國造・五縣主の祖の名が「國造本紀」と一致するのは僅かに安藝國造の祖「天湯津彦命」のみという状況である。また仮に、「國造本紀」若しくはその資料との関連が認められたとしても、そのこととニギ降臨伝承との関係は稀薄だと判断すべきである。三の中には「五部造」「天物部二十五部人」のように、始祖名を記さず氏族名のみを羅列したものが含まれている。いずれも、ニギハヤヒ降臨の伝承とは本来無関係と見られる。述作者が、これら始祖や氏族を随伴者に加えたことにも、記・紀の天孫降臨の記事に比べて、よりスケールの大きな降臨伝承を形成しようとする意図に貫かれていると考えられる。

随伴者の多くは、このように述作者によって加えられたものと見られるが、三の物部氏の同族、部民の中には、(4)の降臨地河上峰のように、当該伝承に本来含まれていたが、記・紀には採られなかつたものも存在していたと推定される。旧稿⁽²³⁾で論じたように「五部人」「船子」に重複して挙げられている爲奈部がそれである。爲奈部は、設置当時物部氏に属した部民であり、造船を職掌としていたと言われる。当該伝承の原形は、爲奈部が(3)に見られる「天磐舟」を作つてニギハヤヒに献上

した上で、その乗組員として降臨に随伴した内容であつたと推定し得るのである。「五部人」「船子」の二箇所に記載される笠縫部も、物部に属する部民であるならば同様に考へる余地もあるだろう。ただし、これら部民の始祖名には混乱があり、当該記事が纏められた際に付加されたと見るべきである。

このように随伴者は、爲奈部など本来ニギハヤヒ降臨と関連の深いものを核として、述べたような方法によって多数の人数を揃えたものと考えられる。そこには、記・紀の天孫降臨神話に対する述作者の強い対抗意識を見て取るべきである。「十種瑞寶」も記・紀の所謂三種神器或いは「古語拾遺」の「天璽劍鏡」等を参考に、述作者が同様の意識に基づいて机上で整えたものと考えられるだろう。ここでも、景行紀十二年条から「八握劍」を、神代記の根国訪問条から「蛇比禮」「蜂比禮」というように、記・紀の他の箇所に記載された事物を流用する手法が用いられたに相違ないのである。

「十種瑞寶」は、『令集解』『江家次第』等の文献の鎮魂祭の条には現れるものの、石上神宮をはじめとする物部氏と所縁のある式内社等にも伝えられてはいない。現在石上神宮で、新暦の毎年十一月二十二日に行われる鎮魂祭でも、「十代物袋」と称する紙に描いた図を櫛に結わえたものが「十種瑞寶」の代わりに用いられているのである。たしかに、近世の石上神宮関係の文書である『物部氏口傳抄』『十種瑞寶秘傳記』には「十種瑞寶」の図が描かれている。これらによって、江戸期の石上神宮に「十種瑞寶」が存在したことは示されるが、それが舊事紀の成立当時までに遡るとは到底考えられないのである。このように、「十

種瑞寶」の実態に関しては曖昧さが払拭できない状況である。これも述べたような「十種瑞寶」の概念が作られた事情のためだと思われる。

六

ところで「十種瑞寶」の記事には、a・eに引用した鎮魂に關する天神の詔が伴われている。これは記・紀、『古語拾遺』には類似の箇所が全く見られず、舊事紀の独自性が際立つ内容を有している。この記事は、何に由来したかを検討しなければならぬ。

前半部分は「十種瑞寶」の内訳を各々の名を示して説明しているのだが、列挙の順序はaとeでは若干異なっている。後半が、「十寶」を振りながら一から十までを唱えるという、鎮魂の具体的な方法を示す、天神の発した詔の部分である。この呪術は、「若し痛む處有らば」行うものであり、効果は死者をも反生させるほど絶大だと語られるのである。このような、医療行為に關わる呪術が降臨伝承の中で語られることには、些かの違和感があるように思う。この部分は瑞穂國統治(記)天壤無窮(紀一書第一)の神勅に対応する。もしもこれが「十種瑞寶」と同様に机上で案出されたものならば、例えば降臨先である畿内の統治、版図の拡張といった相応しい内容になって然るべきではないだろうか。前半はともかく、後半部分には、下敷きとなる記・紀『古語拾遺』以外の別の資料の存在を考へるのが自然であらう。

物部氏には、大連系と首系の二系統があることには度々ふれ

てきた。石上の地から見た場合、前者は河内から靈劍フツノミタマを携えて移住してきた外來勢力であり、軍事的性格を特徴とする。後者は、布留川の川辺で神迎えを行ってきた在地勢力であり、祭祀の性格を帯びているのである。布留遺跡の発掘調査によると、古墳時代中期を境に祭祀遺跡が高台に移され、その前後では出土品も玉類から武器類に性質が変化することが報告されている。⁽²⁷⁾これは、物部大連の当地への進出に伴う現象と見られる。

布留川の川原で行われていた首系の祭祀が、水神に対するものだとすると、或いは豊穰予祝等の意味を持つ農耕的性格の呪術として発生したのかもしれない。その神迎えは、そこで多数出土しているという玉などの呪具を振るという方法をとっていたのだろう。それが次第に発展して、怪我や病気の治療、更には死者を生き返らせる鎮魂の意味が加えられていったと考えられる。初期には神迎えのために一から十まで唱えていたものが、呪術の手段としての呪文に性格を変え、その呪文若しくは呪法が「布留の言」と称されるに至ったものであろう。呪術は「振る」所作から「振るへ」の呪文へ、更には「鎮魂」、地名の「布留」へとというように「フル」の音を軸として祭祀の形を整えたのである。

舊事紀所載の十数える呪文を、「十種瑞寶」の一つ一つを数え上げる意と解釈するむきもある。だがそれは逆で、呪文が始めにあり、それにあわせて「十種瑞寶」の概念が作られて舊事紀のニギハヤヒ伝承に取り込まれたというのが実情であらう。

七

舊事紀のニギハヤヒ降臨の述作者は、記・紀「古語拾遺」の内容に精通しており、様々な箇所の記事から適当な表現を抜粋して繋ぎ合わせる作業を行ったことは間違いない。それに加え、見てきたように石上の地に土着の市川臣・春日臣の呪術に纏わる詞章をも、天神の詔として用いたのである。述作者はこのような手法で、当該記事を纏めあげたものと推定される。このことを換言するならば、大連系の始祖伝承に首系の詞章が吸収されたことになる。

記・紀は王権神話であり、そこに記載される氏族の伝承は天皇家に対する服属伝承の形態をとるとよく言われる。舊事紀所載のニギハヤヒ降臨の記事にも、同様の現象を見て取ることができる。市川臣・春日臣は、征服者の物部大連に祭祀の呪文を奪われ、氏族を物部首に改め同族化された。これと同じ事柄は、独立した氏族を形を成さない部民についても指摘することができる。部民の爲奈部が、統括者である物部大連に造船技術を提供したことが、当該伝承の「天磐舟」に関わる箇所に反映した点がその事例に該当する。

このように、舊事紀の所伝は、同族化された氏族や、統括された部民の、物部大連に対する服属伝承としての性質を持つ。舊事紀においては、物部大連が記・紀における天皇家と等質の位置にあって、系譜・伝承の統合化を行っていることと捉えることができるのではないだろうか。

- 註(1) 三浦佑之氏「氏族と神話」(古橋信孝氏編『日本文芸史』古代I)二〇九頁
- (2) 本居宣長『古事記傳』一之卷(『本居宣長全集』第九卷)、鎌田純一氏『先代舊事本紀の研究』研究の部など
- (3) 日本古典文學大系『古事記』一〇六頁
- (4) 松田章一氏「古事記における物部伝承の考察」(『金沢大学法文学部論集』文学篇一〇)
- (5) 吉井巖氏「火明命」(『天皇の系譜と神話』一)一四五頁
- (6) 田中巽氏「尾張氏系譜について」(『神戸商船大学紀要』第一類五号)
- (7) 赤松啓介氏「天皇制起源神話の研究」八八頁など
- (8) 註(5) 前掲論文一四九―一五〇頁
- (9) 毛利正守氏「古事記に於ける『天神』と『天神御子』」(『國語國文』第五十九卷三号)二六頁
- (10) 西郷信綱氏「大嘗祭の構造」『神武天皇』(『古事記研究』所収)
- (11) 三品彰英氏「記紀神話異伝研究の一餉」(『日鮮神話伝説の研究』)
- (12) 宇野幸雄氏「物部氏について―ニギハヤヒノミコト降臨伝承について―」(肥後先生古稀記念論文刊行会編『日本民俗社会史研究』)
- (13) 鎌田純一氏「先代舊事本紀の研究」校本の部六九頁
- (14) 津田左右吉氏「上代史の新研究」(津田左右吉全集)第三卷)三九頁
- (15) 註(14) 前掲書三九頁
- (16) 田中卓氏「第一次天孫降臨とニギハヤヒノミコトの東征」(『神話と史実』所収)など
- (17) 式内社研究会編『式内社調査報告』第二―四卷による。なお、添下郡の登彌神社の祭神を『神社叢録』は饒速日命としている。(同報告第二卷一三二頁)
- (18) 註(16) 前掲論文
- (19) 神野志降光氏「古語拾遺」の評価」(『國文學』第三十九卷六号)
- (20) 井上実氏「旧事本紀の成立」(『武庫川学院女子大学紀要』第一集)など
- (21) 守屋俊彦氏「剣の呪―物部伝承考―」(『古事記研究』所収)二二頁
- (22) 古橋信孝氏「神話・物語の文芸史」一六九頁
- (23) この点は、拙稿『先代舊事本紀』の構造と成立―フツノミタマを中心に―」(『古事記年報』三十九号)で論じた。
- (24) 註(12) (16) 前掲論文
- (25) 拙稿「キナベ伝承の発生と展開」(『国文学研究』第一七集)
- (26) 富山房國史辭典編纂部編『國史辭典』四七五―四七六頁
- (27) 天理市教育委員会編『布留遺跡範圍確認報告書』一三頁
- (付記) 本稿は、古代文学会第四三八回例会(平成八年七月六日)於共立女子短期大学)に於ける口頭発表の内容に基づくものである。席上、貴重な意見を賜った各位に深謝申し上げます。